

令和6年9月4日

令和6年9月4日

標 茶 町 議 会
議案第52号～議案第54号
審 査 特 別 委 員 会 記 録

於 標茶町役場議場

議案第52号・議案第53号・議案第54号審査特別委員会記録目次

第 1 号（9月4日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第52号 令和6年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第53号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	4
議案第54号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	4
閉会の宣告	21

議案第 52 号・議案第 53 号・議案第 54 号審査特別委員会記録

○議事日程（第 1 号）

令和 6 年 9 月 4 日（水曜日） 午前 10 時 48 分 開会

付議事件

議案第 52 号 令和 6 年度標茶町一般会計補正予算

議案第 53 号 令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第 54 号 令和 6 年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席委員（11 名）

委員長	齊藤昇一君	副委員長	渡邊定之君
委員	深見迪君	委員	櫻井一隆君
〃	本多耕平君	〃	鈴木裕美君
〃	鴻池智子君	〃	黒沼俊幸君
〃	長尾式宮君	〃	松下哲也君
〃	類瀬光信君		

○欠席委員（0 名）

なし

○その他の出席者

議長 菊地誠道君

○委員会条例第 19 条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
税務課長	石黒敬一郎君
管理課長	山崎浩樹君
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
農林課長兼	村山尚君

農委事務局長	
観光商工課長	三 船 英 之 君
育成牧場長	若 松 務 君
水道課長	油 谷 岳 人 君
建設課長	富 原 稔 君
病院事務長	伊 藤 順 司 君
やすらぎ園長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教委管理課長	神 谷 学 君
指導室長	富 樫 慎 也 君
社会教育課長兼	菊 地 将 司 君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋 藤 和 伸 君
議事係長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから議案第52号・議案第53号・議案第54号審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時48分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長には齊藤委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま類瀬委員から、委員長に齊藤委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には齊藤委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

（委員長 齊藤昇一君委員長席に着く）

○委員長（齊藤昇一君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（齊藤昇一君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（齊藤昇一君） ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 副委員長には渡邊委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（齊藤昇一君） ただいま類瀬委員から、副委員長に渡邊委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には渡邊委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○委員長（齊藤昇一君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第52号ないし議案第54号

○委員長（齊藤昇一君） 本委員会に付託を受けました議案第52号、議案第53号、議案第54号を一括議題といたします。

議題3案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第52号から議案54号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第52号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第52号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 11ページになります。2款8項3目18節、これについてお伺いしたいと思います。

引退乗用馬飼養環境整備支援補助金、この650万円、これについてお伺いしたいのですが、説明を求めたいと思います。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

引退乗用馬飼養環境整備支援補助金650万円ですが、この補助金につきましては、今般、新たに整備された規定、標茶町引退乗用馬飼養環境整備支援補助金交付規則を新たに設けたところでございます。

内容につきましては、今までは引退乗用馬の受入れに対して、ひと月1頭当たり4万円の飼養料を補助しておりますが、それは以前から行っているところではありますが、新たに飼養環境の整備、いわゆる今のところ町内2か所で10頭程度の預託を受けております。それを事業者さんの意向もありまして、さらにその預託の数を増やしたい。ですが、なかなか今、厩舎と申しますか、飼養する建物の改修をしなければ受け入れることができないということで、その厩舎を改築する費用を補助するという内容でございます。いずれも財源につきましては、ふるさと納税のクラウドファンディングで充てていただいた、全国から応援いただいた金額を充当しておりまして、歳入についても増額の補正をしているところでございます。

制度につきましては、パドックですとか、そういう厩舎の改築、主に厩舎の改築に係る分には補助対象経費の4分の3以内で限度額を500万円、それから動産の部分の備品の購入、車も含めますが、それも補助対象経費で、経費の4分の3以内、150万円上限で、まだ確定ではございませんけれども、いずれも1件程度ずつの補助をするということで、500

万円を1件、150万円を1件、まだどこにいくらということは申請ありませんので確定しておりませんが、1件ずつの予算で650万円をこのたび計上したところでございます。

以上でございます。

○委員長（齊藤昇一君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 2件の事業を行いたい。そのうち1件は車両の購入ということをお伺ったのですが、それはどこに車両を購入するようなことになるのですか。それと、あともう1件は、その500万円をもって増頭したいという話もありました。そこは、場所はどこなのですか。それぞれ場所が分かれば、その事業主体というか、どういう方なのか説明願いたいと思います。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 補助対象となる事業者は、引退馬の受入れを実際に行っている町内の事業者。今、引退乗用馬の受入れをしているのは阿歴内地区に2件、10頭でございます。

1件の牧場では今のところ6頭、もう1件の牧場では、今4頭受入れを進めておられまして、もう1頭増えて5頭になる予定です。そのもう1件の、今4頭受け入れている事業者さんがもっと受入れを希望しているということもありましたので、まだ確定ではありませんけれども、そこに厩舎の改築ということで諸条件を整えば上限500万円の補助を出したいということで、まだ申請ありませんし、内容も何も決まっておられませんが、そういった意向であるということで、このたび予算措置をさせていただきました。

もう1点の車でございますけれども、こちらについてはまだ相談段階ではありますけれども、これは阿歴内ではございませんで、町内の栄地区の今後預託をしようとする予定をしている事業者さんで、今、その諸準備をしている事業者さんでございます。これにつきましては、その事業計画ですとか、今後の展望を十分にお聞きして、飼養環境を確認させていただきながら引退乗用馬の部分の活用ですとか、そういったことの備品、車を想定しているというお話ですけれども、それがどういった活動をするのかも含めまして補助対象とします。ただし、ほかの馬、引退乗用馬以外の部分というのも同居するような形もありますから、その分については、引退乗用馬を予定している部分とほかの引退乗用馬以外の部分が混在している使われ方をするのであれば、そこは案分をして、引退乗用馬の部分の金額を確定させながらその部分を補助していきたい。その上限が150万円なので、150万円にいくかどうか分からないのですけれども、一応上限の150万円を予算措置させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（齊藤昇一君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 聞けば、はっきりしたものがないということですね。確定したものはない。そうだけれども予算計上はこういうふうにしておくと、こういうことですか。それであれば、もっと具体的なものが決まってからきちんと予算計上すればいいのではな

いですか。時期尚早だと私は思います。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 額が決まって、例えば契約を結んでからですと、事前着工になりますので、それは補助対象としては補助金の性格上はならないと思います。補助制度ができたときに予算と一緒に計上しておきながら募集をして、それで申請行為があって補助金の交付決定がなされるというのが一般的な補助金の流れだと思いますので、補助金が予算措置されていない中で、良いとか悪いとかという判断はできないものが一般的な補助金の性格だと思いますので、このたび予算措置はさせていただきました。

ただし、交付決定はまだしておりませんし、確定もしておりませんので、今後、まだそれを交付するかどうかの結論というのは出しておりません。まだ相談の段階ですので、これが今年度間に合わないかもしれませんが、それは執行残として、当然、残るべきだと思っています。予算措置をしたから交付決定がイコールということではございませんで、今後、内容をしっかり精査して審査しながら、補助対象に合致するものであれば交付しますし、そうでなければ、当然、それは交付に当たらないものと考えておりますので、一般の補助金と同様に予算措置をしているから交付をするということではありませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

（何事か言う声あり）

○委員長（齊藤昇一君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今回の関連なのですが、阿歴内に2件預託をしていると言われましたが、栄地区の事業者に対しては預託をしていないのですか。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 今日現在は預託しておりません。今後、環境が整えば預託を希望しているということのお話は聞いているところでございます。今日現在は預託はしていません。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 新しい規定ということで、私たち何も情報がないので、一応確認しますけれども、引退乗用馬の預託というのは、例えばやりたい人いませんかというような希望を取った上でこうした予算措置というのをしているのでしょうか。それとも、一本釣りなののでしょうか。

それと、もう一つ。今回、厩舎と、それから備品ということ、それぞれ性格違うのですが、同じ方が何回も使えるという、そういう規定なののでしょうか。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） ちょっと回答が前後しますけれども、回数のお話を先に回答しますと、1年間に1回しか申請できない、一度申請したら5年間は同じ制度を利用できないというような規定ぶりをしてしています。規定上、そのように制度設計をしているとこ

ろです。

それから、広報の呼びかけの部分、前段の部分だと思いますが、本事業につきましては、「馬と共に暮らせる町…標茶」を目指して道東ホースタウンプロジェクトというのを立ち上げて、官民連携の下、その事業を展開してきたというのがこれまでの経緯だと思っています。それにつきましては、道東ホースタウンプロジェクトの中で、この制度を利用する根底には、「馬と共に暮らせる町…標茶」事業に賛同していただいている方々がホースタウンプロジェクトに加入していただいで、その中で一緒になって行動していただき、預託事業、それから預託事業に関わって関係人口の創出を目指して一緒に行動していただいでいるというところでもって、制度設計が当初からなされてきたものと承知しております。新規の方についてもホースタウンプロジェクトの中で広く呼びかけをしていただいで、多くの事業者が増えていっていただけることが私たちの願いでありますし、そういった呼びかけについては、ホースタウンプロジェクトの中で広く募集をしていただいでいるものと承知しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 要するに、ホースタウンプロジェクトに現在加入している人が増頭するとか、規模拡大するとか、新規に始めたいというところを想定した規定であるということで、そういった制度があるから、皆さんホースタウンプロジェクトに賛同しませんかというような取組ではないという、そういう理解ですか。だから、これを知って新たにやりたいという人が急にそういうふうにはできないということでもいいですか。

すみません、もう1つ。結局ホースタウンプロジェクトに加盟していない方の中に、標茶町はもともと馬の町ですから、馬を即飼える環境であるとか、それから預託技術が確立されている方も大勢いらっしゃるわけですが、要するにそういう方は、現状では対象にはならないという理解でよろしいですか。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 対象にならないはずはないと思っています。あくまでも馬の事業に賛同していただくというのは、そういう飼養環境を整えていただき、趣旨に賛同していただくというお話ですから、それと一緒に活動していただくということを理念として掲げております。

飼養環境はいろいろあるかもしれません。それは面積ですとか、餌をどうやって担保しているかということもあるかと思いますが、まずは思想的に一緒になって活動していただくということを確認していただく。その中で、ホースタウンプロジェクトに入っている、入っていないという要件は入れていないですから、趣旨に賛同していただいたということが前提ですので、そこがあって飼養環境を整えば補助対象になるということで、町内で飼養能力がある町内の事業者が、すぐにはならないという表現ではないかと思っています。

逆に、私どもは委員もおっしゃられた、標茶町はいろんな時代の中で馬と共に行動してきたため、今は新たな側面で馬と一緒に、馬を観光の分野でもっと押し進めたい。この預託についても実際に阿歴内の地域では、ファンがその牧場を訪れたりしているということもお聞きしております。ですから、最終的なこの事業として、関係人口ですとか、そういったことを創出したいというのがこの事業のコンセプトですので、今は阿歴内が2か所ですけれども、それを私どもが標茶町全体として進めるということが本来の目的だと思っています。私は阿歴内がその中心地となると、そう思っていますけれども、それをもし全町的に進められて、その取組ができればそれは素晴らしいことではないのかと思っていますので、より多くの方々にこのプロジェクトに参加していただくことは、当然、町としてそれを否定することはないなと考えていますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 簡単な確認ですけれども、今のご答弁であれば、町内の馬事振興会にこの情報というのを、当然、お知らせしてもいいという理解でよろしいですか。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答えします。

当初このプロジェクトを立ち上げたときに、馬事振興会の総会においても、このプロジェクトの内容については説明させていただきました。今回の補助金の説明をしたかと言われるとしておりませんが、その辺の説明をすることは全然やぶさかではございませんので、委員がおっしゃられた広く周知という部分では、以前から活躍されている馬事振興会という組織もありますので、そちらの方への情報提供というのも、当然、していかなければならないと、今、考えているところでございます。議会が終わりましたら直ちに、今回の補助制度の中身ですとか、そういったことと連携できる方策については担当と共に考えていきたいと考えておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（齊藤昇一君） ほかに質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 関連してですけれども、この件についてちょっと確認しておきたいことなのですが、あくまでもこれ、ふるさと納税の基金を活用して1つの規定をつくり上げた。それも、いわゆるクラウドファンディング。あくまでも引退乗用馬の終の住処にするということでのクラウドファンディングですから、ここでの、先ほどからいろいろ委員おっしゃられておりましたけれども、あくまでも引退乗用馬の預託を受け入れるというか、そのところに限った規定だということに理解してよろしいですか。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

おっしゃるとおりでございまして、以前にやっていたのは引退乗用馬の飼養管理の部分

で、ひと月5万円というのは、引退乗用馬の飼育代について、ひと月9万円程度かかるといふことの半分を補助して、オーナーさんの負担を減らして、できるだけほかより条件がよく、町内に来るように、それをクラウドファンディングで充てたと。同じように今回も飼養環境が、頭数が増えれば厩舎も備品とかも必要ですから、そういったことをクラウドファンディングを財源にして充てている。ですので、預託事業者に引退預託馬以外の馬もいることも想定しまして、そういった場合には案分をして引退預託馬の頭数の部分、5頭いる中の3頭が預託馬だよということであれば、5分の3を補助しますよということ以案分規定として設けているということですので、財源は全てクラウドファンディングで、全国の方々から引退預託馬の終の住処を目指しているので応援してくださいということ呼びかけして集めているお金を使いますので、当然、引退預託馬の事業に使うということは、委員、ご指摘のとおりだと考えております。

以上です。

○委員長（齊藤昇一君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 10ページ、5目、財産管理費の中の工事請負費450万円の内容をお願いします。

○委員長（齊藤昇一君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

工事請負費の補修工事請負費でございますが、まず、育成牧場の管理事務所の外部改修工事を当初予算1,880万円で予定していたのですが、物価の上昇がありまして予算が110万円不足することが判明しましたので、まずその110万円。それから、阿歴内公民館の屋根の雨漏りの補修が必要となりまして、これが210万円。それから、今後の予備費として130万円で計450万円を計上しております。

○委員長（齊藤昇一君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 先ほどの引退馬の関係についてで私も1点お聞きしたいわけですが、あくまでもこれは環境整備というふうなお話を、私は実はお聞きしておりました。しかしながら、いずれにいたしましても、もうどう資金にしても補助金は補助金です。したがって、補助金制度の中でということを考えれば、ただでたために引退馬を扱ってくださる方々に助成をする、環境整備をいたしますよ、あるいは物品を提供いたしますよというのは、私はいけないと思うのです。

その中で、いわゆる補助金でありますから、どのように使えるか、あるいは使うのか、もちろん見積設計も大事でしょう。さらにまた、補助金を充てた場合には、いわゆる審査監督といいますか、監査事項に私はなると思うのです。そういう手順、ルールはどのように積もうと思っておりますか。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 委員ご指摘のとおり、ふるさと納税が原資ですけれども、でたらめという表現が出ましたけれども、そういった使い方をするつもりも毛頭ございませんし、あくまでも町のほかの補助金と同様にそれは取り扱うべきですので、補助金の交付規則を設けて制度設計をしております。委員、ご指摘の補助金を出すためには、ほかの補助金と同様に、どういう事業計画なりそういった部分の審査をしなければ、当然、交付すべきものではありませんし、町から指令が出ますから、その補助金の申請の目的に合致した使われ方がされているのかというのは、ほかの補助金同様に、当然、補助金を出した側の責任として、しっかりとその推移を見守っていく必要がある。これはこの補助金だけではなくて、全ての補助金に共通する事項だと思いますので、そういった補助金を出すということについては、ほかの補助金と同様に、審査段階からそれに必要な業務についてしっかりと執り行っていきたいと考えているところでございます。それから、申請様式についても、ほかの補助金同様に申請書、それからそういった一連の事務手続については、制度設計をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（齊藤昇一君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 分かりました。ただ、幾度も私、聞きたいのですけれども、やはり審査基準等々について、あくまでも総務課がやるのですか。例えば担当で……

（「企画財政」の声あり）

○委員（本多耕平君） 総務課ではない、企画財政。ごめんなさい。部署としては企画財政でありますと、いわゆる環境の問題ですとか、あるいは物品の問題等々に、馬の飼養、飼育をする場合にはどんな環境がいいとか、どんな器具、機材が必要なのかというノウハウをこんなことを言ったら誠に失礼ですけれども、皆さん十分お持ちでしょうか。私、実はそれが心配なのです。そういうことが北海道なり、そういう馬事振興会とか、いろいろなところからのノウハウをきちんと理解した上で、そしてさらにその事業者の方々からこういうことをしたいということであれば、飼養管理という面で環境はどうかと、比較対象をしながら補助金を十分与えられるとか与えられないとかになってくると思うのですけれども、そういうノウハウの取得といいますか、それは町としてどのように考えておられますか。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

私も昔、馬を飼ったことはありましたけれども、それは飼養しているノウハウがついてるかといえども私も全くの素人でありますから、私が、素人が審査して大丈夫なのかという部分だと思っておりますが、今現在、打合せしておりますけれども、道東ホースタウンプロジェクトの中でそういうコーディネートをしていただいている方、これは乗用馬等を取り扱っている経験を持っている方もいらっしゃいますので、そういった方のご助言をいただきながら、町だけではなくて、やはり道東ホースタウンプロジェクトの中で飼養環境も十分

精査をする。飼養能力といいましょうか、餌を十分に確保できるのかも含めましてチェック項目を設けて、馬にとってちゃんとした環境で受託できるのかというような内容でもって審査をしております。そういった審査項目をチェックしながら、今後預託をするということについても審査をしながら、その飼養環境をちゃんと確認しながらこれまでも進めてきておりますし、今後も進めていく。そこはこれから新しい制度ができますので、その中で飼養環境についても十分に専門的な知見を持った方だと思っています。そういった方のご助言をいただきながらしますので、私どもだけの判断で交付決定することではないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（齊藤昇一君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 同じく 10 ページの一番下の地域振興費の中の 18 節の負担金補助及び交付金の中の移住応援給付金 510 万円の内容をちょっとお願いします。

○委員長（齊藤昇一君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 移住応援 510 万円、これにつきましては、昨年度制度設計しました移住に関わっての方について、給付金を出すというような制度でございまして、今、塘路地区を中心に移住の制度を立ち上げまして、また、旧教員住宅の一般住宅を売り出すなど対応策を取っております。一般住宅については、1 軒が確実に売れて、今、改修もしているというようなお話も聞いております。その制度の中で、町で行われている不動産ネットワークを通じて家を買われた方などに対して、最高で基本 80 万円の給付金、それで夫婦だったら 30 万円プラス、若年夫婦が 45 歳未満の夫婦だとさらに 30 万円プラス、18 歳未満の子供がいると 1 人について 15 万円プラスで、2 人が上限ですけども、マックス、最高額で 170 万円の支援をするというような制度設計を組んできました。その 3 軒分をこのたび予算計上させていただいたというような内容でございます。

以上です。

○委員長（齊藤昇一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） なければ、3 款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） なければ、4 款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） なければ、6 款農林水産業費について質疑を許します。6 款、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） なければ、以上で議案第52号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第53号、介護保険事業特別会計補正予算、保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳出について一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） なければ、保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳入について一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） なければ、以上で議案第53号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第54号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第5条、他会計からの繰入金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） なければ、以上で議案第54号、病院事業会計補正予算を終わります。

以上で議題3案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○委員長（齊藤昇一君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題3案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） 昨日、町長の行政報告の中で、8月31日の大雨の被害について報告がございました。特に農家の牛舎等の浸水が11件、道路の損壊が14件、通行止めが13路線という報告がございました。

その中で、それは今回のこの補正予算の中には直接含まれませんけれども、道路維持費の補正予算に約 6,000 万円、維持費に 7,800 万円、工事請負費に 6,490 万円となっておりますけれども、今回この工事請負費に上がってきているのは、これは年度当初の約 1 億 5,000 万円に対するものの一部であると理解してよろしいですか。

○委員長（齊藤昇一君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

今回、維持補修工事費の 6,490 万円については、当初予算で不足しているものと、新たに補修が必要になった部分を積み上げまして、不足額ということで計上させていただいております。

○委員長（齊藤昇一君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 今回の 6,490 万円の工事請負費については、今後、工事請負契約というものに事細かく載ってくるということで、そういうふうに理解していい。分かりました。そういうことで、この 6,490 万円、あと資材購入費に 205 万円とか、こういう数字が載ってきておりますけれども、これは今後、工事請負契約の中できちんと詳細に出てくるものと私は理解をいたしました。

そういうことで、今回 8 月 31 日の大雨で被害が出たということについては、今、盛んに復旧作業が行われているとは思いますが、当然、このことについてもまたお金がかかるわけですから、それについての概算的な見積り等というものは今の時点でどのくらいになるか、把握はできているでしょうか。

○委員長（齊藤昇一君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えします。

道路の部分につきましてですけれども、行政報告の段階で 91 路線ということで、被災状況としては急激な出水により道路本体が崩落したり、路肩からのり面に掛けて決壊したとか、そういうことが主なものでして、主な路線としては沼幌川沿線、標茶中茶安別線、磯分内瀬文平線、磯分内美幌本線など多岐にわたっております。

また、砂利道については全町的にガリができ、わだち掘れ、ガリ掘れができて通行に支障が起きている状況でございます。

復旧費につきましては、現在、道路維持費で復旧できるところと、あと災害復旧費を新たに必要となる場所、被災箇所について直営作業の可能なところも含めて見積もる作業を現在行っておりますけれども、箇所数が多いこと、また、あと現地調査を行う必要があることから、今回、補正議案には間に合いませんでした。被災状況は現在見積もっておりますけれども、まだ把握できていない状況でございますので、早急に被災額を見積もるよう取り組んでおりますので、ご理解願います。

○委員長（齊藤昇一君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 被害があつてまだ 2、3 日ですから、当然、今、懸命に被害額の積み上げには頑張っていることとは思いますが。

その中で1点、対応の仕方、この制度が利用されているかどうかということがちょっと気になる場所なのではすけれども、特に農家の部分に対しての耕作道路の被害というものも多分起きているのではないかと思います。当然、畑につながる道路です。この耕作道路に関しましては、町、農協、あと農家、受益者の3者での応分の負担によっての現物提供という形での事業があると思うのですけれども、内容についてもうちょっと説明求めたいのと、あとはその制度に対して申請が上がっているかどうか、その状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長（齊藤昇一君） 農林課長、村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

こちら町長の行政報告の中でもご説明させていただきましたが、先週土曜日の集中豪雨で私道や取付け道路等の被害が14件あった旨、JAより報告を受けております。町のほうでは、集中豪雨等の自然災害等で被害を受けた私道や取付け道路の復旧に対して、助成する町被災農道等整備事業補助金というものを用意してございます。こちら、あくまでも現物支給ではなくて、復旧に係る経費のうち、例えば外注をして土木業者さんに工事をお願いしたというのも経費として含まれますし、あるいは砂利を自分で購入して施工のほうは自分でやった、その砂利代についても助成の対象になります。こちら復旧に係る経費のうち、4分の1以内の金額で最大25万円を助成するというもので、JAも同額の内容で助成をしております。

先ほども申し上げましたが、現在までに14件の報告を受けておりますが、被災状況については現在もまだJAのほうで調査中でございます。今年度については、これまでに確か2件の活用がございましたが、今回JAの継続した調査の中で被災件数が増える可能性もありますので、状況いかなでは補正によって予算措置を改めてさせていただくこともあろうかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（齊藤昇一君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、建設課長と、それから農林課長から説明をさせてもらいまして、補正予算の話がありましたので、若干、私のほうから今の考え方についてお話をさせていただきたいと思います。

今、集約中ということで、早急に着手できればいいのですけれども、まだ少し事務的な作業に時間がかかるというところで、今、地域の農家さんもまだ農作業中というところで、一日も早い復旧という声が届いております。それに対応するために本来であれば臨時議会を招集しての補正予算ということがまず第一なのでしょうけれども、場合によっては緊急性を鑑みて自治法179条の専決予算ということも今、頭に入れながら作業を進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（齊藤昇一君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 分かりました。当然、今回のこの災害といいますか、大雨に関しての被害に対しての補正予算というのは上がってくると思います。8月31日以降、急

激な天候の回復によって、私も昨日、議会在終りましてから御卒別、沼幌をぐるっと回ってきたのですけれども、一斉に農作業がものすごく開始されている状況になっております。当然、それに伴う車両の運行というのはものすごく激しくなっております。そういう中で少しでも早く復旧するとはいっても事故が起きたら大変なことになりますので、農作業等の事故も、また、災害復旧に伴う事故ということは絶対あってはならないことなので、そういうことに万全を期しながらの早期の復旧を望みたいと思いますし、それに伴う補正予算に対して、早急に補正予算を組んでいただくということを改めて申し上げまして質問を終わります。

○委員長（齊藤昇一君） ほかに質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） 国内最大級の製材工場が管内に進出することが明らかになっています。2027年4月に稼働するというので、トドマツとアカエゾマツを中心に年間36万立方メートルを集材して建築用材に製材するという内容です。

林業全体としては、原木需要が増えれば比例して植林や育林、造林も進んで、苗木の需要も増すと思うわけですが、一方で地元の製材工場が原木を確保できなくなる可能性もあります。また、原木価格が上昇し、これ以上おが粉の価格が高騰すれば、酪農・畜産への影響が大変深刻なものになると思います。そもそも敷料の確保自体が困難になる可能性も高くなります。

林業の活性化に期待する一方で、地元の林産加工業と基幹産業への影響が危惧される中、巨大製材工場の管内進出について、現時点で町としてメリット、デメリットをどのように分析されているか、また、今後の対応について早急に検討を開始すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（齊藤昇一君） 農林課長、村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、今年、当方が情報を受けたのは6月頃だったのですけれども、業界関係者のほうから四国愛媛県製材大手のサイプレス・スナダヤさんが釧路市日本製紙工場跡地に進出する旨の情報を得ております。当然、北海道全体の木材需給に関わる話として、情報につきましては注視していたところでございます。

それで、まず町としての受け止めに関わる部分につきましては、このスナダヤさんの新しくできる工場については、主にトドマツ、アカエゾマツを中心とした低質材をラミナにひいて集成材に加工するというふうに向っております。このスナダヤさんなのですけれども、木材加工においては、かなり高度な技術を有していると言われております。当然のことながら、そういった今まで利用価値の低かったものを集成材に加工する、具体的には例えばフィンガージョイントでラミナを作るですとか、そういった技術も持ち合わせているということだったので、道産木材の付加価値化と、当然、山主さんの所得向上、ひいては計画的な森林整備につながるのではないかとということで期待している部分もございます。

一方で、数年前に道内各地で木質バイオマスプラントが稼働した際にカラマツ丸太価格が上昇したとき同様、今回も間違いなくトドマツ丸太の価格も上がると予想しております。既存の製材工場が影響を受けるのではと危惧しておりますし、地域の木材調達にできるだけ影響が出ないように、同社は配慮すべきと考えております。

その対応策というところで言いますと、これはスナダヤさんが進出してきたからというわけでは決してありませんが、これまでの議会等の答弁の中でも町長のほうからご説明させていただいているとおり、本町の森林資源につきましては、間もなく収穫伐採を迎える、充実期を迎えておりますので、それらの木材をいかに有効活用していくかということが大きな課題になっております。主伐材につきましては、当然のことながら町内におが粉生産をしている工場が3社ございますし、そうした製材工場にいかにして供給していくかというところも課題としてございますので、それに向けて、今現在、検討をしているところでございます。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） トドマツとアカエゾマツを中心に年間36万立方メートル、現在、釧路管内で処理されている原木というのは30万立方メートルで、そのうち20万立方メートルが同じくアカエゾ、トドマツとなります。その36万に対して不足する分については、カラマツにも手がついてくるのではないかというのが酪農・畜産業界の共通の不安要素でありますので、こういったことに関して、潤沢なカラマツ資源を持つ町として、今後、一次産業、基幹産業の維持ということに十分役立つような方法を考えていただければと思います。

次に、本町では、酪農経営に大きな影響を与える感染症の予防対策として、家畜自衛防疫連絡協議会によるワクチン接種事業が家畜を感染症から守っています。感染症の中で経済的なダメージが非常に大きいBVDについては、バルク乳のスクリーニングによる摘発が奏功して発生が減少している状況です。

しかし、この病気に関しては常に野外感染が起きるというものでありますので、常に蔓延のリスクと隣り合わせの状態と言えます。BVD最大の特徴である垂直感染を防ぎ、持続感染牛を発生させないという新型ワクチンが開発され、関係者が非常に大きな期待をしているところであります。従来の5種混合や6種混合からの変更が今後どんどん進んでいくと思うわけですが、本町でも採用に向けた試験接種と、あるいは衛生指導協会への働きかけなど、そういった対応を行う考えはありますか。

○委員長（齊藤昇一君） 農林課長、村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

本町のBVD対策に関わるご質問ですが、本町のBVD対策、牛ウイルス性下痢対策につきましては、委員おっしゃるとおり、春と夏の年2回ワクチン接種、それからバルク乳検査、これも年2回行っております。そのほかに農場の自主検査、主に本州から、町外から移入してくる牛については、着地検査を実施しております。

BVDの発生状況を見ますと、令和5年度の実績ですと2戸で2頭の発生がございました。乳牛を中心にこれだけの牛がおりながら発生が2頭ということで、このBVD対策というのはうまくコントロールできているとまずは認識しております。

今、委員のほうからお話の中にあつたワクチンについては、垂直感染を防ぐことができる、かつ妊娠牛にも接種できるワクチンということで、非常に注目されるワクチンなのですが、すけれども、今現在、自防で使っている5種の不活化及び6種の生ワクチンにつきましては、BVDのほか呼吸器あるいは気管支疾病の予防にも効果があるものでございます。今現在使っているワクチンにつきましては、ワクチンプログラムの幅広い推奨と、農家の負担も少なく、経済面からもワクチンの選択が適切であると考えているところでございます。

ただ、家畜自衛防疫連絡協議会が行っている春、秋の一斉ワクチンにつきましては、今現在、獣医師の確保というものに非常に苦勞しております。今回ご紹介いただいたワクチンは、1回接種で生ワクチンでありながら妊娠牛にも接種可能ということで、かつ持続性も高いということで、仮に当該ワクチンが混合ワクチンであったなら獣医師の負担軽減にもつながるので、非常に有効ではというふうに考えてはおりました。

いずれにしても、より効果的なワクチンの使用につきましては、NOSA Iをはじめとする関係機関の意見も取り入れながら衛生指導協会への要望等、対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 様々な疾病、感染症がある中で、BVDにつきましては集合飼養している、要するに預託牧場であるとか、それから公共牧場であるとか、共同牧野であるとか、授精対象牛と受胎直後の牛が同居する環境において、大変大きな被害を発生するという病性の特徴があります。一旦発生してしまうとそこから持続感染牛というものを生み出してさらに拡大していくという点において、この垂直感染を防ぐことが可能なワクチンというものについては、そういう飼養場所とかを選ぶものであるかもしれませんが、町内からBVDを根絶することにつながるワクチンだと思いますので、今後も関係機関と検討を重ねていただければと思います。

次に、第1回定例議会において、町職員の確保や定着にどう取り組んでいるかについて質問しました。これに対して、採用機会を増やしたほか、採用後の職員研修の内容を見直すなどの取組を行っているとの答弁を得ております。職員の中途退職や職場として選択されない原因として、ハラスメントの存在を伺うべきで、実態を把握するためにアンケート調査を実施すべきと指摘しておりますが、その点に関して答弁をいただけていないので、この場で改めて町の考えを伺います。

○委員長（齊藤昇一君） 総務課長、長野君。

○総務課長（長野大介君） ハラスメント対策ということですが、今、アンケートをやっているかどうかというようなご質問だったので、本町のほうでは安全衛生委員会で周知しているということと、あと相談窓口を設置しているというところで、現

在アンケート調査はしていないというような状況でございます。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ちまたでは、住民によるカスタマーハラスメントや国会議員あるいは自治体の市長によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに関する報道が絶えないわけです。

一方、標茶町役場に関しても、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントについての町内での風聞も以前から存在しております。各種ハラスメントの存在が町職員の中途退職や敬遠に影響していると指摘する町民もおります。必要な町職員を確保することと町職員が働くよりよい環境を整えることというのは、結果として町民の利益につながるものであります。現在のところ、そういう相談窓口もあるのでアンケートを行っていないということですが、潜在的にこれほどどこにでも存在し得るものでありますので、現職はもとより退職者も含めて各種ハラスメントに関するアンケートを実施して、実態を把握することが必要ではないでしょうか。

○委員長（齊藤昇一君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

基本的な考え方は総務課長が申し上げたとおりであります。

例えば労働組合とのお話の中でも必ず話題になる話であります。職場内でそういった事案があるときについては、お互いに情報を共有しながら未然防止に努めましょう、あるいは被害の最小限化に努めましょうというような話をしているところでもあります。委員ご指摘のように、事案を早期に摘発するという部分についてはいろいろな手法があると思います。今、取っている手法も1つだと思うのですけれども、アンケートもその1つとして、この先、組織内で活用については検討してまいりたいと考えております。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしても、特に辞めた方の中で、そういったハラスメントが存在する、あるいはハラスメントと思われる事案に接したというようなお話があるということも事実でございますので、今後そういった状況の確認というものをまず急いでいただければと思います。

最後です。

8月31日の日降水量104ミリという大雨によって町内各地で道路等が被害を受けているわけですが、現在も通行止めが続く沼幌川沿線については、これまでも度々、冠水や土砂の流入によって通行止めが起きています。

この件に関して以前も申し上げましたけれども、抜本的な対策が必要な箇所であろうかと思っておりますので、関係者及び関係機関との協議を早急に行うべきではないでしょうか。町のお考えを伺います。

○委員長（齊藤昇一君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ちょっと先に、先ほどのハラスメントの関係なのでございますけれども、

この先取るべき手法の1つとしてアンケートについて検討してまいるとお答えさせていただきましたけれども、現在、職員間で共有している指針、マニュアル的には、被害を受けた方だけではなくて身近に目撃した人、見聞きした人についても通報してほしい、すべきであるという規定ぶりも設けております。まずは、そういった今のルールを機能化させることによって進めていきたいというのが1つあります。その先でアンケートの実施ということについても考えていきたいということがありましたので、申し上げておきたいと思いません。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 先にハラスメントの関係で副町長から追加のご答弁をいただきましたので、その件に関して、そうすると職員の中から副町長に対して、そういったご相談は今まで1件もないという認識で、理解で構いませんか。

○委員長（齊藤昇一君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 相談先として副町長というふうになっているわけではないので、私が全て受けているというわけではないのがまず1つあります。それから、相談を受けている部分については対処をしてきているところであります。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ということは、副町長の段階では、そういった該当するかもしれない事案についてはあるという理解でよろしいですか。

○委員長（齊藤昇一君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

繰り返しますけれども、私が全てを知っているというわけではないということがまず前提でありますけれども、ハラスメントそのものについては行為者と被行為者で感覚の違いがあるがゆえにハラスメントが起きると理解しております。その中で、行為を受けたほうが、これがハラスメントだと主張されても、客観的に見てどうかという判断が必要になってくると言われております。その部分については内部の処理機関で調査をしながらハラスメント認定をしていくわけなのですけれども、私が聞いているのは、その前段の、処理に至る前段でこれはどうなのだろうかという、そういう相談を受けておきまして、それについてどうすることがいいのかという対処をしたという答弁になります。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） そういった、もしかしたらハラスメントの芽となる部分については、副町長も理解というか、確認しているということですので、これは表面化しにくいものであるということは今般報道されている某県知事の件もありますので、潜在化しやすいです。ですから、聞き取りとか相談とかという以前に、もうちょっと出しやすい状況というのをきちんと体制をつくるべきだと私は思います。そんなふうに関係にお辞めになった方とかから具体的な例が申し立てられる前に町として適切な対応をされるべきだと思います。この件に関しては今後も注視していきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

災害の件、よろしくお願ひします。

○委員長（齊藤昇一君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 先ほどの沼幌川沿線の関係でお答へします。

まずは、沼幌川沿線なのですけれども、月曜日に開放していますので、現在、通行止めの状況ではないということをご報告いたします。

委員が言っている場所は大体想像がつくのですけれども、その場所については道路としての根本的な対策というのがなかなか打てない場所というのもありまして、今までも農林課さんも含めていろいろ協議してきたのですけれども、今後もそういう状況が頻繁に続くような、前回のときもちょっとやられていますので、頻繁に続くような状況にならないような対策について、また農林課を含めて協議、研究していきたいと思っておりますので、ご理解願ひします。

○委員長（齊藤昇一君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） とにかく繰り返しの被災となっておりますので、抜本的な対策を立てられるよう、関係者、関係機関を交えて、ぜひ実のある相談をしていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○委員長（齊藤昇一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） 討論ないものと認めます。

これより議案第 52 号から議案第 54 号まで議題 3 案一括して採決いたします。

議題 3 案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤昇一君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 52 号、議案第 53 号、議案第 54 号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（齊藤昇一君） 以上で議案第 52 号・議案第 53 号・議案第 54 号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第 52 号・議案第 53 号・議案第 54 号審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 0時04分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 齊 藤 昇 一